

総務建設委員会会議録

開閉日時 令和2年3月16日（月） 午前10時00分～午前10時15分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 荒川 義孝、 4番 神谷 利盛、 5番 岡田 公作、
6番 柴田 耕一、 8番 黒川 美克、 10番 杉浦 辰夫、
12番 鈴木 勝彦、 14番 小嶋 克文、 オブザーバー 議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 3番 杉浦 康憲、 7番 長谷川広昌、
9番 柳沢 英希、 13番 今原ゆかり、 15番 内藤とし子、
16番 倉田 利奈

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、
総務部長、行政GL、行政G主幹、財務GL、財務G主幹、
市民部長、市民窓口GL、経済環境GL、経済環境G主幹、
税務GL、
都市政策部長、土木GL、都市計画GL、都市計画G主幹、
防災防犯GL、上下水道GL、
会計管理者、監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- (1) 議案第1号 指定金融機関の指定について
- (2) 議案第2号 高浜市森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- (3) 議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
- (4) 議案第4号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第5号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第6号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより総務建設委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る3月9日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案6件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷利盛委員を指名いたします。

それでは、当局の方から説明を加えることがあればお願いをいたします。

説（総務部） 特にございませぬ。よろしくお願ひいたします。

《議 題》

（１）議案第１号 指定金融機関の指定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第１号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第２号 高浜市森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する 条例の制定について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第２号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第3号の質疑を打ち切ります。

(4) 議案第4号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第4号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第5号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下
水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第5号の質疑を打ち切ります。

(6) 議案第6号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改
正について
委員長 質疑を行います。

問（10） この議案第6号ですけれども、本市には市営住宅が4つあって、部屋数としては140あると聞いています。現在の入居中の部屋数と空き部屋の数。

また、第6条では、入居者の資格のところの関係ですけれども、過去に被災地区から本市の市営住宅に入居された実績があるか。

また、第7条のところ、災害により滅失した住宅とありますが、ここでいう災害というのは、どういうものを指しているのかお願いします。

答（都市計画） では、順番にお答えいたします。

入居中の部屋数と空き部屋の数でございますが、令和元年12月末現在で入居中の部屋数は118部屋、空き部屋は22部屋となっております。

次に、被災地区からの入居の実績でございます。過去の激甚災害の際に数件の問い合わせはございましたが、これまで入居の実績というのはいません。

次に第7条の災害ですが、災害対策基本法第2条第1項に規定する暴風、豪雨、地震などや、その他異常な自然現象または大規模な火事、もしくは爆発などの被害による災害を定義しております。

問（10） 今、空き部屋が22ということでは言われました。例えば、あしたにでも地震があったり、それから住宅を失った人からの申し込みがあった場合、受け入れることができるか。

また、今回の9条の入居者の選考で、市内に住所を有する者、市内で勤務する者ということが追加されています。この市外の方の応募状況と、今後、市外の方が応募してきた場合は、どのように対応されるかお願いします。

答（都市計画 主幹） お答えいたします。まず、地震により住宅を失った方の入居の受け入れに関する御質問でございますが、災害などにより住宅をなくされた方は、公募を行わずに市営住宅に入居することができますが、現在、空き部屋はございますけれども、雨漏り、カビなどにより、直ぐに入居できる部屋はない状況でございます。今後、長寿命化の修繕や居室の改装等を進め、地震などの災害に遭った方の受け入れができるよう居室を確保してまいりたいと考えております。

次に、市外の方の応募の状況でございますけれども、今年度は1回の公募を行い、申し込みは8件、そのうち、市外の方からの申し込みは3件でございます。なお募集の際に、数多くの問い合わせのほうを受けておりまして、その多くが市外の方でございます。

次に今後、市外の方が応募してきた場合の対応でございますけれども、今後、市外の方や市内の方、両者が応募してきた場合、市外の方は選考から外れることとなりますので、このことは、募集または応募の際にしっかりと説明をしてまいりたいと考えております。

問（10） 次に第11条のところで、入居の手続で連帯保証人が2名から1名に変更されていますが、その経緯と理由についてお願いします。

答（都市計画 主幹） 連帯保証人につきましては、国からの連帯保証人制度に関し、地域の実情に即し再検討するよう要請があったことを受けまして、連帯保証人制度について検討のほうを行いました。その結果、今後、高齢者等の増加に伴い身寄りのない単身高齢者などの増加が予測され、市営住宅の入居に際し、現行の連帯保証人2名を維持・確保することが困難になることが懸念されること。また、入居者の家賃の納付が滞った場合における、連帯保証人のサポートが効果的であることなどの要因から、廃止に向けた段階的な措置として連帯保証人を1名とすることといたしました。

問（10） 次に第22条で、入居者の費用負担義務の中で入居者の修繕費用、市が負担するもの以外と改正されておりますが、結果として入居者の負担がふえる改正案になるのではないかということと。

それからまた、修繕の改正のほかに連帯保証人の人数の変更など、今回の改正は入居者への影響が大きい改正であると思います。そこで改正後、速やかに入居者に対して周知を図る必要があると思いますが、周知についてどのような方法を考えられているかお願いします。

答（都市計画） これまで入居者に負担を願う修繕については、市との賃貸借契約書の定め、退去時の原状回復にかかる修繕は、国土交通省が定める「原状回復を巡るトラブルとガイドライン」に基づき、修繕箇所等を示してまいりました。この取り扱いについては、今後も変わりませ

ん。よって今回の改正で、新たな負担増はございません。

なお、今回の改正内容を入居者へ周知する方法としましては、改正を取りまとめたパンフレットを作成し、それを各市営住宅の掲示板に掲示するとともに、入居者全世帯への配布を予定しております。

委員長 ほかに。

問（14） 1点だけ第11条関係で、今まで、要するに保証人がいなくて、申し込みができなかったようなケースが今まで高浜市であったかどうか、それだけ、1点だけお願いいたします。

答（都市計画） 市営住宅の公募をする際に保証人のことについてはお話ししておりまして、保証人のいない方については原則受け付けできませんということでお断りしている関係上、申し込みというところまでは至っていないというのが現状でございます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第6号の質疑を打ち切ります。

以上で、本委員会に付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

（1）議案第1号 指定金融機関の指定について

挙手全員により原案可決

（2）議案第2号 高浜市森林環境譲与税基金の設置及び管理に関する条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第4号 高浜市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (5) 議案第5号 高浜市水道事業の設置等に関する条例及び高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (6) 議案第6号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願
ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、総務建設委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午前10時15分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長